

補助金申請の流れ

住宅政策課



事前相談(聞き取り調査)
市による事前調査

不良空家に非該当の場合、補助対象外

【相談受付期間】
令和8年5月14日(木)～
令和8年6月12日(金)まで

不良空家認定申請

不良空家認定調査
建築士による現地立会・判定

不良空家に非該当の場合、補助対象外

不良空家認定通知

調査結果(認定・不認定)を市より郵送

施行业者への見積もり

補助金交付申請

※予算額に達した時点で、締め切りとなります。

補助金交付決定通知

施行业者との契約
※交付決定日以降で契約

・土木・建築・解体に係る建設業法第3条第1項の許可を受けた業者

or

・建設工事に係る資料の再資源化等に関する法律第21条第1項登録業者

除却開始

工事完了実績報告

補助金交付確定通知

※補助申請年度、2月末までに実績報告してください。

補助金請求・補助金交付

- 【必要書類】
- ・位置図及び平面図
 - ・外観写真
 - ・建築物、土地所有者を確認できる書類(登記簿謄本等)
 - ・空家証明書



※必要書類を全て揃えてください。

- 【必要書類】
- ・補助金交付申請書
 - ・不良空家認定通知書(写)
 - ・除却実施計画書
 - ・暴力団排除誓約書
 - ・同意書
 - ・疑義解決確約書
 - ・市税の完納証明書
 - ・施行业者からの見積書
 - ・その他(場合により必要書類)

- 【必要書類】
- ・事業完了報告書
 - ・請負事業契約書(写)
 - ・除却の請求書及び領収書
 - ・工事写真(施行前・施工後)
 - ・産業廃棄物管理表(マニフェストの写しE票)
 - ・除却後の土地管理誓約書

